

京都市告示第194号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年8月12日付で認可した上梅ノ木町北部町内会、平成5年9月30日付で認可した日ノ岡第1南部町内会、平成16年2月19日付で認可した樺原佃地区自治会、平成9年3月14日付で認可した醍醐北団地会、平成8年2月19日付で認可した釜座町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月3日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 上梅ノ木町北部町内会

代表者の氏名	代表者の住所及び所在地	(期間)
池内 幹子	京都市北区紫竹上梅ノ木町 21番地	令和3年4月15日から 令和4年4月15日まで
和田 憲治	京都市北区紫竹上梅ノ木町 36番地	令和4年4月16日から 令和6年4月26日まで
中島 純一	京都市北区紫竹上梅ノ木町 33番地	令和6年4月27日から 令和7年4月19日まで
高山 拓哉	京都市北区紫竹上梅ノ木町 38番地1	令和7年4月20日から

2 日ノ岡第1南部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	饒平名 知秋	植田 孝久
代表者の住所	京都市山科区日ノ岡朝田町 29番地9	京都市山科区日ノ岡朝田町 24番地7

3 樅原佃地区自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	小嶋 孝政	八木 保宏
代表者の住所	京都市西京区樅原佃 2番地28	京都市西京区樅原佃 3番地4

4 醍醐北団地会

	変更前	変更後
代表者の氏名	治田 紫乃	翁長 佳織
代表者の住所	京都市伏見区醍醐大高町 14番地の2	京都市伏見区醍醐京道町 1番地29

5 釜座町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮田 幸夫	長谷川 明
代表者の住所	京都市中京区三条通西洞院 東入釜座町2番地	京都市中京区三条通西洞院東 入釜座町5番地

(文化市民局地域自治推進室)